

ラジャ・タン法律事務所アジア法セミナー（実開催・ウェビナーハイブリッド）

シンガポールに赴任したら最初に知っておきたい法と実務のこと

2022年6月29日（水）午前9時30分開催

概要

2022年度を迎え、COVID-19の渡航制限・行動制限もずいぶん緩和され、新任駐在員の皆様も着任しつつあるかと存じます。

弊所ラジャ・タン法律事務所のジャパンデスクでは、2000年の設立以来、長年多くの日本企業・駐在員の皆様の支援させていただいています。このセミナーも、シンガポール法の概要について広くご案内し、新任駐在員の皆様の今後のガイダンスにさせていただくことを企図し毎年実施しています。今年もシンガポールにおける契約法、会社法、雇用法、紛争解決、コンプライアンス（贈収賄、競争法、個人情報保護法）、私生活上の刑事法について、それぞれ簡潔にその特徴及び最新の事情をご案内し、皆様のご質問に回答し、一緒にディスカッションさせていただきます。

現地法律事務所の日本人弁護士の立場から、日本企業の新任駐在員の皆様に短時間でシンガポール法の概要及び主な留意点をお示しするとともに法制度を通じシンガポールという国の考え方のご理解、また皆様の今後の駐在生活・業務の一助になればと思っています。

今年は3年ぶりに実開催・ウェビナーによるハイブリッド開催とし、皆様と直接ディスカッションする場を設けさせていただければと思っています。ぜひ奮ってご参加ください。

講師

ラジャ・タン法律事務所・ジャパンデスク

ラジャ・タン法律事務所は、シンガポールに350名、ASEAN全域に850名の弁護士を擁する、シンガポール及び当地域最大規模の法律事務所です。2000年より現地法資格を有する日本人弁護士によるジャパンデスクを設けて以来、数多くの日本企業の東南アジア進出・進出後の現地法アドバイス、贈収賄・競争法・社内不正等の現地コンプライアンス、訴訟・調停・仲裁による国際投資・商事紛争・債権回収の解決法務に携わって参りました。

大塚 周平 ジャパンデスク代表パートナー弁護士（日本法、英国法、NY州法、シンガポール法 FPC）

ラジャ・タン法律事務所シンガポールオフィスジャパンデスクにおいて、多くの日本企業のM&A、JV組成はじめ東南アジア進出及び進出後の契約法・会社法・雇用法等現地法務ご相談、コンプライアンス・有事不対応、国際仲裁等による紛争解決等について支援。法務のみならず、日本企業と現地のカルチャーの違いについて深い理解、橋渡しを旨としたアドバイスを旨とする。

太田 浩之 ジャパンデスクパートナー弁護士（日本法、シンガポール法 FPC、NY州法）

M&AやJV組成など日系企業によるASEANにおける投資・企業間取引を多数担当し、地域の特性に関する深い理解を有する。近隣国では、ミャンマー、タイ、インド、マレーシア、ベトナム及びフィリピンに関連する日系企業によるM&Aに関与した経験を有し、ミャンマーオフィスの担当パートナーとして、幅広い分野・セクターにおいて、日系企業に限らず様々な国の企業の取引・プロジェクトを支援している。

日時

2022年6月29日（水）
午前9時30分から
11時まで

実施方法

ラジャ・タン会議室及びZoom
ウェビナーによるハイブリッド開催

9 Straits View #06-07,
Marina One West Tower,
Singapore 018937

言語

日本語

受講料

無料

お問い合わせ

+65 6232 0163
japandesk@rajahtann.com

上野 美代子 ジャパンデスクパートナー弁護士（シンガポール法 Advocate & Solicitor）

2000年にラジャ・タン法律事務所にて入所・ジャパンデスクを創設し、シンガポールはじめ東南アジアに進出する日本企業を支援。規模・業種に関わらず数多くの日本企業に対する一般企業法務、会社法、企業合併・買収（M&A）、グループ会社再編、ライセンス関係、コンプライアンス全般、雇用法、ビザ関係、カンパニーセクレタリー業務、相続法等、と幅広い分野での経験を有する。フル資格を持つシンガポール法弁護士。

お申し込み

下記リンクよりお申し込みください。

[お申し込みリンク](#)

定員になり次第締め切らせていただきますことご了承ください。